

(確認用：公表時は委員の氏名をA委員，B委員等として表記します)

平成30年度第2回旭川市子ども・子育て審議会 議事概要

○開催日時

平成30年8月28日(火) 18:30～20:20

○開催場所

旭川市子ども総合相談センター 2階会議室1，2

○出席委員(19名)

會田委員，天野委員，荒木関委員，飯田委員，石ヶ森委員，伊東委員，上原委員，片桐委員，小山委員，佐藤(貴)委員，佐藤(達)委員，佐藤(洋)委員，清水委員，諏訪委員，関委員，田中委員，長野委員，宮崎委員，宮嶋委員

○欠席委員(1名)

佐々木委員

○事務局(16名)

子育て支援部 品田部長，竹内次長

子育て支援課 田村補佐

子育て企画係 紺野主査，岩本主査

子育て助成課 金内課長

こども育成課 金課長，門脇主幹

母子保健課 松浦課長

子ども総合相談センター 村椿所長，片山主幹

愛育センター 中村所長

管理係 木村係長

みどり学園 柴田園長

わかくさ学園 鬼柳園長

こども通園センター 宮野園長

○概要

- 1 委嘱状の交付
- 2 開会
- 3 子育て支援部長あいさつ
- 4 審議会委員の紹介
- 5 事務局職員の紹介
- 6 子育て支援部の所管について
- 7 議事

(1) 協議事項

《協議事項ア 旭川市子ども・子育て審議会会長及び副会長の選出について》

立候補及び推薦もないことから，事務局案を提示し，会長は佐藤(貴)委員，副会長は荒木関委員に決定した。

《協議事項イ 会議運営方法等について》

会議記録内容の確認者については、会長と副会長とし、会議記録の作成に伴う内容は要約的に作成し、発言者の表記方法については、委員個人を特定しない表記とし、傍聴者の発言は認めないこととして決定した。

《協議事項ウ 部会の設置及び部会員の指名について》

児童福祉施設等整備部会、青少年施策に関する専門部会、就学前教育及び保育についての各種基準の見直しに関する専門部会、放課後児童健全育成事業専門部会の4つについて設置し、部会員を指名した。

《協議事項エ 愛育センターのあり方について》

(A 委員)

協議事項エ「愛育センターのあり方について」事務局から説明を。

(事務局)

愛育センター組織の見直しを検討したいというものである。

愛育センターは、身近な地域で早い段階から支援を行う第1次支援機関として「こども通園センター」のような児童デイサービス、第2次支援機関として専門的支援や地域支援を行う「みどり学園」「わかくさ学園」のような、知的障害や肢体不自由といった障害種別の一元化が図られた「児童発達支援センター」の役割を担っている。

加えて、児童発達支援センターとしては機能面において「通所支援」のほかに、「相談支援事業」と「保育所等訪問支援事業」を行い、障害児を受け入れるだけでなく、地域に出ていく支援など、地域の中核的な療育支援施設として専門的な支援を行う役割も担っているところである。

愛育センターは、未就学児の障害がある児童及び発達の遅れが気になる児童を対象として療育支援や地域支援を行っている施設である。

これらのことを踏まえて、資料「協議事項エー2」のような「愛育センターのあり方」について検討をしたいと考えている。

まず1つ目、平成24年の児童福祉法の改正により、障害児支援の強化として、障害種別によらない多様な障害に対応できるように、知的・発達・肢体不自由、さらに視覚・聴覚といった障害種別によって分かれていた障害児施設を一元化することが望ましいとされた。愛育センターは知的・発達・肢体不自由に分かれた運営を行っている状況にある。

2つ目、保育所や幼稚園、あるいは民間の事業所では受け入れが敬遠されがちな重い障害の子や、重複した障害がある子の受け皿や行き場が必要であり、愛育センターにはそういった子のセーフティーネットを維持していく役割がある。これには、大人は障害の程度によっ

て給付費が変わるが、子どもは、多数を占める知的障害の場合、重くても軽くても給付費が変わらないこともあり、民間事業所ができるだけ軽い子を受け入れたいと考えることの影響があると思われる。

さらに3つ目、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士といったリハビリの3つの専門職、それと合わせて相談支援専門員や障害児への専門性を持つ保育士、こういった職員の効果的な活用が必要となっている。現在、作業療法士は子ども総合相談センターと長寿社会課に1人ずつ配置されているが、言語聴覚士は市立旭川病院にも配置されていない状況にある。

これらに対応していくため、平成32年4月に向けて、愛育センターの組織体系の変更をしていきたいと考えている。

現在は、施設管理部門1係、学園3係という体制になっている。行政組織ということもあって、各学園間の保育士や療法士の職員の流動的な配置は人事異動を伴う手順を踏まなければならない。

新体制としては、まず3つの学園を統合して組織をスタッフ制とし、施設管理等を行う管理担当と保育士を中心としクラスごとの療育を行う療育支援担当、また、愛育センターに通園する障害児に対して必要なリハビリテーションを行うこと及び障害児通所受給者証の交付を受けている障害児に対して、訪問等の支援を行う、理学・作業・言語聴覚士、障害に専門性を持つ保育士等や相談支援事業所の相談支援専門員を地域支援担当に再編成したいと考えている。

資料「協議事項エー3」は、現体制と新体制の比較をイメージしたものである。

療育支援担当は、それぞれ、子ども達の特性や状況に配慮して、知的クラス、肢体クラス、発達クラスに分けた療育を行う。「みどり学園」と「わかくさ学園」、「こども通園センター」と「みどり学園」の間といった、発達支援が必要な中間層にいるような子どもへの対応がしやすくなることと、学園毎に人事配置されている療育担当保育士を、スタッフ制を導入することにより臨機応変に配置することで柔軟な対応が可能になること、多様な障害を持つ児童により丁寧な対応ができることを想定している。また、地域支援担当は、現在行っている「みどり学園相談支援事業所」と「わかくさ学園相談支援事業所」といったそれぞれの相談支援事業所を「愛育センター相談事業所」として、「みどり学園保育所等訪問支援事業所」と「わかくさ学園保育所等訪問支援事業所」といったそれぞれの事業所を「愛育センター保育所等訪問支援事業所」として統合して、事業を充実して実施していきたいと考えている。なお、現在、子ども総合相談センターでの親子教室、発達相談、地域子育て支援センターや母子保健課での幼児健康相談、子育て相談等に療法士を庁内支援として派遣しているが、これまでどおり連携を図っていきたいと考えている。

今後の課題としては、1点目として、「肢体不自由児者父母の会」や「手をつなぐ育成会」、そして、「それぞれの学園の保護者会」などの関係団体へ、枠組み変更に伴う療育体制の変更のメリットや統合による療育の質の向上を打ち出し、関係者団体や保護者に理解をしていただくように進めていかなければならないと考えている。

2点目、現状の利用者状況を鑑み、1日の定員を150名から120名と30名の減とした場合、人員体制の構築をしていくことであり、このことについては、クラスの人数の曜日毎の運用により対応は十分に可能であると考えている。

3点目、施設種別の統合による愛育センターの療育に伴う経費や施設改修費、及び収入に関する経費のシミュレーションを行うことが必要になる。

今後、愛育センター内でワーキンググループや関係団体等の意見を聞く機会を設けながら、検討・検証を重ねていくことを予定している。

療育を必要としている障害児が更にそれぞれの形にあった、オーダーメイドでの療育やワンストップで対応が可能な施設になるよう平成32年4月の組織見直しを目途に検討をしたいと考えている。今後具体的な案が固まった段階で改めて審議会場で御意見をいただきたいが、本日は検討の方向性やイメージについて御意見をいただきたい。

(A 委員)

このことについて委員の皆様の意見を伺いたいとのことだが質問・意見等あるか。

(B 委員)

1つ目にみどり学園・わかさ学園・こども通園センターの各定員の充足率を教えてください。もう1つ、どれぐらい待機している又はお断りしているのか、ニーズを伺いたい。また、定員が150名から30名減ということだが、スタッフの人数は変わらないと思うが、減をしたメリットを教えてください。

(事務局)

定員の考え方は「1日当たりの定員」である。実際に通園している児童は3学園合わせても1日当たり150名に満たっていない。そのため30人減とした場合でも、待機となることは想定していない。過去3年の平均を見ても1日当たり68人である。スタッフについても、やりくりの中でできるだけ手厚い療育ができるように対応したい。

(B 委員)

発達障害に対するニーズは大きいと思う。統合されることはいいことである。実際、発達性協調運動障害といった子どもの割合が多く、ニーズが非常に高いように思う。潜在的に知られていない若しくは「行かない」というような形で消極的な方もいて、ニーズが掘り起こされていない状況もある。

定員減となると発達障害系の団体からクレームを受けたり理由説明を求められることが想定できる。

(事務局)

いずれにしても今回はこういった形で検討したいという頭出しである。実際に具体的に、今お話しいただいたような定員の減少等については関係する団体と意見交換を踏まえてどういった形にするかということを考えていきたい。

(A 委員)

そのほか意見・質問等あるか。

(C 委員)

保育所等訪問支援事業がみどり学園とわかくさ学園で実施されているということだが、実は、これはみどり学園・わかくさ学園に通われている方がみどり学園・わかくさ学園と契約して、その子が通っている保育所を支援するという、通常の児童デイがやっていることと同じなのかなと思う。認可保育所の中で一番苦慮しているのが、発達障害の関係であって、認可保育所の場合は面接等を行わずにお子さんの入園を受けている状態であり、保護者がどのように思っているかは別として、発達に心配を持っているお子さんも健常という形で入園してきて、それから保育士たちが見て関わって、どうしたものだろうと悩むケースが非常に多い。その部分に関してはこの保育所等訪問支援事業というものを使うことが、おそらくこのままではできないのだろうな、と思う。発達障害に関して私どもはデータを持っているわけではないが、出現率というか子どもの数の割合的にみたときに10%を超えているというのが現場の中の認識である。そのような中で保育所等訪問支援事業が使えるような受給者証の交付を受けている方はそう多くはない。多くはないが課題を持っている子が少なからずいる。今、1つの年齢で2千人超えだったと思うが、その中の10%、200人を超えるお子さんが保育所・幼稚園・認定こども園等々に在籍している状況。対して、わかくさ学園等に行くと理学療法士・作業療法士・言語聴覚士がたくさんいるのだけれども、その資源が受給者証持っていない方々は活用できない、ということをおこなう中でどういう形かで見込めるか、と思う。

それともう1点、私どもの園でもみどり学園を利用しているお子さんがいた。御家族が一番悩んでいたのは、みどり学園は使いたいだけでも、14時20分にバス降園になってしまう。保育園のように、通常働いている就労家庭にとっては、14時20分に帰ってくるということがちゅうちょしてしまう理由になっているのではないか。何年か前の審議会でも、みどり・わかくさに保育機能を併設できないのかという話をしたことがある。14時20分に降園するということが世帯の状況によっては利用が難しいことがある。その辺りの検討がおこなう中でできればいい。

理学療法士・作業療法士・言語聴覚士という資源がもっと平たく使えるようにならないだろうか。時間の部分について何とか検討できる余地がないのだろうか。

(事務局)

1点目については認定を受けない支援を必要とする子どもに対する対応だと理解している。これについては大きな課題だと認識しており、予算要求も続けてきたがなかなか実現できていない。愛育センターの見直しの中でやるという形がいいのか、別な形での事業化ということも考えているので、いずれにしても検討していきたい。

2点目のみどり学園の療育時間が短すぎるのではないかという意見だが、みどり学園はお昼寝を入れていない状況であり、環境に慣れない子どもが家庭ではないところで寝るということは難しい状況であり、そのため活動時間がどうしても短くなってしまふ。今後、子

どもにとって何がいいか、次に保護者にとって何がいいかというところも考えて検討していきたい。

(A 委員)

その他意見はあるか。

(D 委員)

みどり学園・わかき学園・こども通園センターの障害の種別を取り払って統合するということは、障害の区別をつけないということをして3か所で行うという理解になるのか。

それから、スタッフ制をとるということで、療育支援担当と地域支援担当と2つに分けて密接な連携をとるということは、ここに通う療育を必要とする子どもたちに直接指導に当たる職員から、作業療法士等がいなくなるということなのか。

(事務局)

それぞれの学園でやっていた壁を取り払い、いつでも地域支援担当の者が今日は元みどり学園のクラスに行き、次の日には元わかき学園のクラスに行き、など利用する児童に合わせて人工を変えていくということである。今までだと市の組織上「係」が別なのでいちいち辞令を出して行かなければならないなど連携が難しい状態であったことから、壁を取り払うことでスムーズに移行できるように、流動的な仕事がしやすいようにと考えさせていただくのがイメージである。

(事務局)

理学療法士・作業療法士・言語聴覚士は同様に配置し、サービスが必要な子にはしっかり必要なサービスをしていくという考えで、これからワーキンググループで検討していきたい。

(A 委員)

その他何かあるか。

いろいろな意見をいただいたが、事務局の方で検討していく上で参考にさせていただきたいと思う。取り入れるものは極力取り入れて他の施策の中で実行していただくなりしていただけたらと思う。

協議事項は以上である。

(2) 報告事項

《報告事項ア 旭川市の子ども・子育て環境の現状と取組の方向性について》

(A 委員)

報告事項ア「旭川市の子ども・子育て環境の現状と取組の方向性について」事務局から説明を。

(事務局)

「報告事項ア 旭川市子ども・子育て環境の現状と取組の方向性」について、報告する。

この冊子（報告事項ア）の位置づけであるが、旭川市子ども条例第15条に基づき、広く市民に市の取組を周知するために作成するものであり、「旭川市子ども・子育てプラン」に係る進捗状況の報告を兼ねる形で、毎年度作成しているものである。

1 ページ「第1部 本市の子ども・子育て環境の現状」について。ここからは、現在の本市の状況について最新の数値を記載している。

・2 ページ「1 少子化の状況」。2 ページと3 ページが、「(1) 出生の状況」である。3 つのグラフと表があるが、はじめに出生数の推移では、平成28年は、2,280人の出生があり、年々減少傾向にあること、また、母親の年齢階級別出生数の推移では、出産年齢の高齢化が進んでいること、最後に合計特殊出生率の推移では、平成28年の旭川市の数値は1.32で、全国の1.44を大きく下回っている状況にある。

・4 ページ「(2) 人口の推移」であるが、国勢調査のグラフから、全国平均よりも、旭川市では少子高齢化の進行度合いが進んでいる状況にあることが分かる。

・5 ページ「(3) 少子化の要因」。結婚については、未婚化及び晩婚化が進んでおり、生涯未婚率も高くなっていること、また、理想の子ども数を持たない最大の理由として、子育てにかかる費用が挙げられていることを記載している。

・6 ページから11 ページまでは、「2 子育て家庭について」ということで、子ども・子育てプランの策定に当たって実施した、ニーズ調査の結果を記載しているが、説明は省略する。

・12 ページ「3 子どもの育ちについて」の「(1) 児童虐待」。本市においても児童虐待に関する相談対応件数は、おおむね増加傾向にあり、また、本市の児童相談における種類別児童虐待の内訳では、心理的虐待の割合が高いことが分かる。

・13 ページ「(2) 不登校及びいじめ」であるが、相談件数は平成25年度をピークに減少傾向にあるほか、「(3) 特別支援学級及び通級指導教室の状況」では、小中学校の児童生徒総数が減少する一方で、特別支援学級や通級指導教室の児童生徒数は増加傾向にある。

・14 ページ、「(4) 就職の状況」であるが、新規高校卒業者の就職内定率は高いものの、北海道における新規就職者の3年以内の離職率は、新規高卒・新規大卒において、おおむね全国平均より高い状況にある。

15 ページ、「第2部 本市の取組の方向性」。

ここからは、平成30年度において重点的に進める子育て支援施策等について、子ども・子育てプランの章立てに基づき、まとめている。

・16 ページ「1 旭川市子ども条例」と17 ページ「2 旭川市子ども・子育てプランの概要」については、説明を省略する。

・18 ページから28 ページまでは、「基本方向1」の「子育てを支える」に基づく施策として、妊産婦やひとり親家庭への支援や、子育ての不安感を和らげる支援、子育てに関する経済的な支援のほか、乳幼児の子育て環境の充実や、仕事と子育ての両立支援の取組について掲載している。このうち、母親の心身のケアや育児サポートを行う「産後ケア事業」、入学負担金等の一部減免に係る支援を行う「通信制私立高校への助成」、中学生の通院に係る

医療費を新たに助成対象とした「子ども医療費助成」、保育人材の安定的な確保を目的とした「保育士宿舎借り上げ支援事業」、急性期の病気の児童への保育や看護を行う「病児対応型の病児保育事業」などが、今年度新たに取り組む事業や、その内容を充実させた事業である。

・27ページに、「認可保育所等」と「放課後児童クラブ」の定員数と待機児童数を示すグラフをそれぞれ掲載している。これについて、今年度は、いずれも待機児童数ゼロを達成している。

・29ページから33ページまでは、「基本方向2」の「子どもの育ちを支える」に基づく施策として、教育環境等の充実や、安全な日常生活環境の整備、援助を要する子どもが健やかに育つ取組について掲載している。

そのなかで、今日的な社会問題である「こどもの貧困」への取組として、昨年度、「子どもの生活実態調査」を実施しており、33ページにその調査結果の概要を掲載している。

・34ページから38ページまでは、「基本方向3」の「子どもの主体性を育む」に基づく施策として、子どもの主体性や社会の一員としての意識を育む取組について掲載している。

子どもたちの将来の夢へのチャレンジの支援として、35ページの「あさひかわっ子☆夢応援プロジェクト」を、今年度の新たな取組として行っている。

・39ページから43ページまでは、「基本方向4」の「社会全体で支える」に基づく施策として、子育てを支援する地域づくりや、事業者と連携した取組の推進、社会全体の意識啓発に関する取組について掲載している。

このうち、40ページの「子ども食堂への支援」について、今年度から、従前の助成対象に加えて、その範囲を拡大させた支援を行っている。

45ページ「第3部 計画の進捗状況及び個別事業一覧」。

・46ページから48ページの「1 各基本施策の指標及び目標値に対する進捗状況」については、子ども・子育てプランにおける平成31年度までの指標や目標値に対する進捗状況をまとめたものである。

・48ページの「2 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制」であるが、これは、国が定める基本指針に基づき、プランにおいて定めた目標事業量について、平成31年度の計画値と現在の進捗状況を整理したものである。

・49ページから57ページの「各部局事業一覧」であるが、これは、プランにかかわる市役所各部局の個別事業とその予算額、指標に対する実績値、事業内容などをまとめた一覧表であり、本市が進める子ども・子育てに関する取組状況が分かる資料となっている。

これらの事業については、今後も年に1回、実施状況の管理をすることとしている。

(A 委員)

事務局から説明があったが、これだけは聞いておきたいということはあるか。(※なし)

(A 委員)

報告事項アについては報告を受けたこととする。

以上で予定していた審議は終了するが、何か他に発言はあるか。

(C 委員)

児童虐待のからみで、「旭川市の子ども・子育て環境の現状と取組の方向性について」の12ページで、北海道は件数が伸びているが、旭川市においては件数的には落ちてきている。気になるのが、ケース会議などは頻繁に開催されているようだが、私は要保護児童対策地域協議会の代表者会議のメンバーになっている。代表者会議が1回も開催されていないことの理由と、あるいは今後開催されることはないのかということも含めて教えてほしい。全体像が見えなくなっているのではないかと気になっている。個別のケースにきちんと対応していることは大事だと思うが、今どのような状況にあるかということに関係機関が一堂に会した場で、傾向をある程度理解しておくことは頻繁になくてはいいと思うが、1回も開催されないということはどうなのか。

(事務局)

会議は、代表者会議、実務者会議、個別のケースについて検討するケース検討会の3層になっている。ケース検討会は、随時支援が必要なケースがあったときに関係者に集まっていたり、ただのもので、実務者会議は代表者ではなく実務に携わっている方で組織し、おおむね年2回開催している。虐待やDVの傾向を扱っており、実務者会議を通して現在の動向等について説明申し上げているところである。代表者会議の開催についての予定は無い状況である。必要になった場合については、御参画していただきたいと考えている。

(A 委員)

その情報が代表者に流れていくということはないのか。

(事務局)

実務者会議のメンバーはそれぞれの団体から選出いただいているので、実務者から代表者に伝わっていれば、と考えている。情報が代表者に伝わっていないということであれば、その辺りのことも皆様の意見を聞きながら考えていきたい。

(C 委員)

以前、旭川市で死亡事例が発生したとき、取組に対する温度差があると感じる。

(A 委員)

他に発言等あるか。(※なし)

8 閉会